

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書に対する審査会意見(案)		資料3-②				
		審査会での委員意見	住民意見	庁内関係課意見	公聴会での公述	市町長意見
	国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。 本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。					
1 全般的事項						
(1)	評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容とすること	【7】、【10】、【11】、【12】、【19】		○		
(2)	本事業は、国道8号の改築事業として、彦根市から近江八幡市にかけて複数の市町に跨る延長約23.6kmの4車線の道路を整備するものであり、事業実施区域が農地、河川、住宅地等の様々な地域と重なる事業計画となっている。このため、事業実施に当たっては、周辺の土地の利用や自然環境の状況に応じて、適切な環境保全措置を講じること。 特に、準備書に示された予測評価結果では、事業実施により騒音の環境基準を超過する地域や、日照阻害が生じる地点が認められることから、これらの影響を極力低減すること。	【13】、【18】	○	○	○	
(3)	道路事業は、環境影響評価手続の後、実際に工事着手されるまで、相当の期間を要することが想定される。このため、事業予定地およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。 その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。	【2】				
(4)	本事業は、既存道路における渋滞の解消を目的の一つとして実施されるため、騒音・振動や温室効果ガスについては、本事業の実施による環境影響だけでなく、既存道路における改善効果も含めた広域的な視点での予測評価の実施を検討すること。	【22】、【26】、【27】				
2 個別的事項						
(1) 騒音						
	施設供用後の予測評価結果において、本事業の実施により環境基準を超過する地域の多くでは、防音壁の設置等の環境保全措置が検討されているが、本事業の対象道路以外の影響により環境基準を超過する地域では、環境保全措置が検討されていない。これらの地域においても、必要に応じて環境保全措置を検討するなど、事業実施による影響の低減に努めること。	【27】	○	○		
(2) 水環境						
	水底の掘削等に係る水の濁りの影響を低減するため、環境保全措置として「仮締切工法による直接流水に接しない施工」や「仮設材料による一時的な流路の切り回し」等を実施することとされているが、その検討にあたっては、河川の水象・水質に加え河床の土質等も把握し、河川の特性に適合した施工方法を選択すること等により、その効果を十分発揮させること。また、水の濁りは、アユ等魚類の移動阻害の要因にもなるため、必要に応じて工事の実施時期にも配慮すること。	【3】、【8】				
(3) 動物						
	予測評価結果において、重要な種すべての生息環境が保全されると評価され、環境保全措置として「移動経路の確保」、「使用重機の配慮」等を実施することとされているが、事業実施による生息域の消失、分断等の影響をできる限り回避または低減するよう、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。その際、移動能力の低い小型動物と移動能力の大きい大型動物とでも保全対策は異なることから、特に重要な種に関しては、その種の特性に十分配慮し環境保全措置を講じること。	【4】、【5】、【6】、【20】				

		審査会での 委員意見	住民意見	庁内関係課意見	公聴会での公述	市町長意見
<b>(4) 動物・植物</b>						
	環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要する場合、追加の現地調査等を行い、工事着手前における動物・植物の生息・生育の状況を把握するとともに、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。また、工事車両の通行や道路の機能復旧のための工事により、動物や植物に現時点で予測し得ない環境上の影響が生じると考えられる場合は、専門家等の意見を踏まえ必要に応じて適切な処置を講じること。	[1]、[2]				
<b>(5) 景観</b>						
	対象道路が視認でき、主要な眺望景観および身近な自然景観の変化が生じるおそれのある地点を予測地点とし、県や市の景観計画を踏まえた予測評価が行われているが、対象事業実施区域の一部は、滋賀県景観計画（令和5年4月）に記載されている「国道307号沿道景観形成地区」、「芹川河川景観形成地区」および「宇曾川河川景観形成地区」の景観重要区域と重なることから、これらの区域における沿道景観や河川景観の変化に着目した予測評価も実施すること。 また、数kmに渡る橋梁構造や盛り土構造の道路が設置されることから、そのデザインや色彩、法面の緑化等については、全体として周辺景観と調和したものとなるよう十分配慮すること。	[14]、[15]、 [16]、[17]、 [23]、[24]、 [25]	○		○	
<b>3 その他</b>						
(1)	対象事業実施区域を管轄する市町長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意すること。					○
(2)	土地の掘削に伴う地下水への影響や、本事業に関連して実施される工事による各環境要素への影響など、環境影響評価の対象としていない事項についても、必要に応じて適切な対策を講じること。また、全国各地で発生している局所的・集中的な降雨など気候変動への対応についても考慮すること。	[9]、[21]、[28]	○	○	○	
(3)	1(3)のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続き終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。	[13]	○			